

## 令和2年度 第15回「出城地区 まちづくり会議」概要

日 時：令和2年9月24日（木） 19：30～20：30

場 所：出城公民館

参加団体等：地区振興協議会、町内会長会、壮年会、交通安全協会、子どもたちを育てる地区推進会議、ゆ〜城倶楽部、出城社会福祉協議会、食生活改善推進協議会、公民館、町会連合会理事など

### 発言【1】

(1)避難時の避難行動要支援者について（個人情報とマニュアル）

(2)市民協働で創るまちづくりの道筋について

#### 【市】

(1)市では、高齢者や障害のある方など、自力で避難することが困難な方の同意に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成しており、市と町内会とが、名簿の提供に関する協定を締結することで、町内会への名簿の提供を行っております。

また、市ホームページにも掲載してある「地域の防災づくり（マニュアル）」には、有事の際の要支援者への町内会（自主防災組織）の役割が示されており、名簿をコピーして防災訓練において避難行動の確認・安否確認に利用し、地域の防災づくりに活用していただきたいと考えております。

なお、防災訓練等で名簿をコピーし使用した場合は、シュレッダーにかけるなど、個人情報の流出に細心の注意が必要となります。今後「避難行動要支援者名簿」に特化した活用方法を掲載したリーフレットの作成・配布について、関係課と協議してまいります。

(2)市民協働で創るまちづくりは、「誰もが安心して暮らし続けられる健康な地域」という地域の将来の姿を目指しています。

その実現に向けて、市内28地区での新しい地域コミュニティ組織の立ち上げと共に、市民と行政が協働で地域づくりに取り組んでまいります。

10年先20年先も地域活動が継続していくためには、各種団体や若い世代・女性を含めた多様な住民が参画する仕組みが必要です。

誰もが参加しやすい開かれた地域コミュニティの運営により、女性や若い人材が地域コミュニティを支える担い手として活躍することが期待されます。

市では今後も、まちかど市民講座の実施や広報等による情報発信に努め、モデル地区の取り組みに参加し、地域住民の当事者意識の熟成・サポート・組織設立を促

す条件整備を進めてまいります。

## 発言【2】

- (1)市道脇の緑地帯の管理を業者ではなく町内会に依頼しては
- (2)通学路の横の雑草について
- (3)空き家について（制度面からの対策）

### 【市】

(1)市道の管理は原則市が行うものですが、草刈りや低木の剪定など、地域の人たちが、自らの手で作業ができるような環境の整備も、今後は必要であると考えております。

市では「市民協働で創るまちづくり」の中で地域課題について協議する「地域コミュニティ組織」の設立を進めています。

市道脇の緑地帯の管理についても「市民協働で創るまちづくり」で取り組むことができる課題の一つです。

(2)市内の小中学校では、愛校作業として学校と保護者が連携しながら学校敷地内や周辺の清掃・除草に取り組んでおります。

通学路につきましては、幹線道路や町内の生活道路など、いろいろな要素も兼ねており、また、道路延長も膨大な距離になりますので学校のみへの対応は困難と考えております。

幹線道路以外に関しましては、学校が地域に密接した施設という観点から、住民の皆さまのご協力をお願いしております。

(3)空き家の実態調査を、毎年町内会長に依頼して実施しております。問題のある空き家は関係課で再調査の上、適正指導文書を送付し、空き家を放置することによるデメリットを強く伝え、現状の改善をお願いしているところです。

また、利活用が可能な空き家につきましては、市で実施している「空き家バンク」への登録や中古市場への流通を促しております。

## 発言【3】

はくさんタニタ健康倶楽部について

- ① ウオーキング前の健康づくりと体力づくり
- ② 出張型の「食の健康セミナー」の開催

### 【市】

- ① 市では、誰もが取り組みやすいウオーキングを運動習慣獲得のきっかけと考え

ております。それぞれの体力に応じたウォーキングを楽しむことで健康づくりの良い習慣が身につくと考えております。

② 市職員が倶楽部会員の勧誘に合わせ出張セミナーを実施しております。詳細はいきいき健康課にお問い合わせください。

#### 発言【4】

(1)公民館（緊急指定避難所）の Wi-Fi 機器設置について

(2)市民協働で創るまちづくりの今後の予定について

#### 【市】

(1)株式会社あさがおテレビとの協定により、市役所から半径約 2 km 圏内の避難所で Wi-Fi 機器の利用が可能となっております。出城公民館は 2 km 圏内です。

(2)現在、6つのモデル地区において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、6月より順次取り組みが進められております。

当初は、モデル期間として、令和2年度に6地区、令和3年度でさらに10地区程度を増やして取り組み、令和4年度に全地区において設立、本格実施を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策の状況を考慮し、全地区での本格実施は令和5年度以降とすることを考えております。